

乳がん検診精度管理調査検診実施機関評価基準

◆1 評価基準

内容	項目	番号
1. 受診者への説明	(1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	1
	(2) 精密検査の方法や内容について説明しているか	2
	(3) 精密検査結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか	3
2. 検査の精度管理	(1) 検診項目は、問診、マンモグラフィ検査、視・触診としているか※	4
	(2) 問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	5
	(3) 乳房エックス線撮影装置が日本医学放射線学会の定める使用基準を満たしているか	6
	(4) 乳房エックス線撮影における線量及び写真の画質について、第三者による外部評価を受けているか	7
	(5) 撮影技師はマンモグラフィの撮影に関する適切な研修を終了しているか	8
3. 読影の精度管理	(1) マンモグラフィ読影講習会を修了し、その評価試験の結果がAまたはBである者が、読影に従事しているか	9
	(2) 読影はダブルチェックを行っているか(うち1人はマンモグラフィの読影に関する適切な研修を修了しその評価試験の結果がAまたはBである)	10
	(3) マンモグラフィ写真は少なくとも3年間は保存しているか	11
	(4) 検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	12
4. システムとしての精度管理	(1) 精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか	13
	(2) 診断のための検討会や委員会(第三者の乳がん専門家を交えた会)を設置しているか	14
	(2) 都道府県がプロセス指標(受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中度)に基づく検討ができるようデータを提出しているか	15
	(3) 実施主体へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計しているか	16

※ 国の指針(「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」)においては、今なおマンモグラフィ検査及び視・触診併用方式が原則とされているが、平成16年3月「老人保健事業に基づく乳がん検診の及び子宮頸がん検診の見直しについて」(がん検診に関する検討会中間報告)における提言に基づき、本調査(宮城県がん検診精度管理調査)の評価に際しては、視・触診は必須としない。

◆2 評価方法

「乳がん検診のためのチェックリスト【検診機関】」のチェック項目16項目中、基準を満たしている度合いで次の分類とする。

- A. 「基準」を全て満たしている。
- B. 「基準」を一部満たしている。(1～4項目満たしていない)
- C. 「基準」を相当程度満たしていない。(5～9項目満たしていない)
- D. 「基準」から極めて大きく逸脱している。(10項目以上満たしていない)
- E. 回答がない。